

第5章

第二次 自殺対策計画の 基本的な考え方

第5章

第二次自殺対策計画の基本的な考え方



1 自殺対策計画の考え方

(1) これまでの取組には一定の効果がありました

自殺対策基本法が成立した平成 18 年と、コロナ過前の令和元年の自殺者数を比較すると、男性は約 38%減（平成 18 年：22,813 人→令和元年：14,078 人）、女性は約 35%減（平成 18 年：9,342 人→令和元年：6,091 人）となっています。このことから、令和 4 年 10 月に閣議決定された新たな大綱では、これまでの取組には一定の効果があったと評価し、旧大綱の基本理念、基本認識、基本方針を継承し、さらに今後取り組むべきことを新たに加えることで、自殺対策の更なる強化・推進を図るとしています。

(2) 国の大綱及び地域の実情等を勘案して計画を策定します

都道府県や市町村が策定する自殺対策計画は、自殺対策基本法の第 13 条において、国の大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする規定されています。

(3) 自殺対策に特效薬はありません

自殺は健康問題、経済・生活問題、孤独や孤立、人間関係の問題のほか、地域・職場・学校のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係していることから、「これを実施すれば自殺を防ぐことができる」という「特效薬」は存在しません。

(4) 前計画の基本理念、基本方針、施策体系を継承します

本計画では、国の大綱や前計画の評価などから、国の考え方と同様に、前計画の基本理念、基本方針、基本計画を継承しつつ、本市の実情に即した新たな取組を加えることで、「生きることに對する阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組と「生きることへの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることへの包括的な支援として自殺対策を推進していきます。

2 基本理念

誰もが認めあい支えあう 居心地のいいまち 富士市

人の「命」は何ものにも代えがたく尊いものであり、誰もが自分らしい人生を謳歌する権利を持っています。

一方で、自殺は、その多くが、自らその権利を放棄し命を絶たざるを得ない状況に追い込まれた末の死です。

自殺対策の本質は、いのちを支え合い生きることの支援にあるということを改めて確認するため、本市では「誰もが認めあい支えあう 居心地のいいまち 富士市」という計画の基本理念を前面に打ち出し、市民一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、生きる喜びを実感できるために、共に支えあい、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指していきます。



3 基本方針

本市の自殺の現状や、国の大綱の基本的な考え方をふまえ、3つの基本方針を定めます。

(1) 市民一人ひとりの気づきと互いに認め支えあう意識の醸成を図ります

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得る危機ですが、そこに陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。市民一人ひとりがそのような心情や背景への理解を深めるとともに、自身が危機に陥った場合には誰かに援助を求めること、また、援助を求める人に対し支えあうことが市民の共通認識となるよう、意識の醸成を図ります。

さらに、生きることに對する様々な「阻害要因」を減らす取組を行い、誰もがより良く生きることができる、人権に配慮した地域づくりを推進します。

(2) ライフステージに合わせた生きることの包括的な支援により市民生活を支えます

自殺の背景には、健康問題や経済・生活問題、人間関係の問題のほか、その人の性格傾向、家族の状況、死生観、地域・職場の在り方等、様々な要因が複雑に関係しています。これに対し、ライフステージに沿った包括的な支援を行い、市民一人ひとりの生活を支え、自殺のリスクを低下させます。

また、自殺対策はSDGsの理念と合致しており、その目標指標の1つに「自殺率」(3-4-2)、「精神保健及び福祉を促進する」が規定されていることから、SDGsの目標達成のための取組としても推進していきます。

(3) 生きる支援に係る人材の養成とサポート体制を強化し総合的に取組みます

ひとが自殺に追い込まれることなく、安心して生きることができるためには、精神保健的な視点だけでなく、社会的・経済的な視点を含む支援や取組が重要です。そのような広い視野を持つ人材を養成するとともに、関係機関同士のネットワークとサポート体制を強化し、誰も自殺に追い込まれることがない富士市の実現を目指し、総合的に取組みます。

4

施策体系

自殺対策は、誰もがより良く生きることができる地域づくり・まちづくりであるといわれます。そのため、本市が推進する様々な施策が自殺対策と密接につながっています。

本計画では、生きることの包括的な支援を自殺対策として、5つの「重点施策」と6つの「生きるを支える施策」の構成群により施策を推進していきます。

図1 富士市における自殺対策施策の体系

